

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
八番地一地从先まで	鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前一 一六番一二地先から	区 間
九・〇〇〇 三七・二〇〇	九・〇〇〇 三一・一九	敷地の幅員 (メートル)
	一二二〇・〇〇	延長 (メートル)
域の一部変更である。	平成三十年三月三十日付け埼玉県飯能県 土整備事務所長告示第五号の道路予定区	備 考